

新潟県条例第5号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 (特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
知事	給料月額	<u>1,246,000円</u>	知事	給料月額	<u>1,241,000円</u>
副知事	〃	<u>975,000円</u>	副知事	〃	<u>971,000円</u>
教育長	〃	<u>821,000円</u>	教育長	〃	<u>818,000円</u>
地方公営企業管理者	〃	<u>844,000円以内</u>	地方公営企業管理者	〃	<u>841,000円以内</u>
知事の秘書	〃	<u>562,000円以内</u>	知事の秘書	〃	<u>560,000円以内</u>
県監査委員			県監査委員		
	識見を有する者のうちから選任された委員			識見を有する者のうちから選任された委員	
	常勤	〃 <u>675,000円</u>		常勤	〃 <u>672,000円</u>
	非常勤	報酬月額 <u>675,000円以内</u>		非常勤	報酬月額 <u>672,000円以内</u>
	議員のうちから選任された委員	〃 <u>182,000円</u>		議員のうちから選任された委員	〃 <u>181,000円</u>
県教育委員会			県教育委員会		
	委員	〃 <u>203,000円</u>		委員	〃 <u>202,000円</u>
県人事委員会			県人事委員会		
	委員長	〃 <u>222,000円</u>		委員長	〃 <u>221,000円</u>
	委員	〃 <u>203,000円</u>		委員	〃 <u>202,000円</u>
	(略)			(略)	
県労働委員会			県労働委員会		
	会長	報酬月額 <u>222,000円</u>		会長	報酬月額 <u>221,000円</u>
	公益委員	〃 <u>203,000円</u>		公益委員	〃 <u>202,000円</u>
	労使委員	〃 <u>174,000円</u>		労使委員	〃 <u>173,000円</u>
	(略)			(略)	
	特別調整委員のうち公益を代表する者	報酬月額 <u>203,000円</u>		特別調整委員のうち公益を代表する者	報酬月額 <u>202,000円</u>
	労使を代表する者	〃 <u>174,000円</u>		労使を代表する者	〃 <u>173,000円</u>
県選挙管理委員会			県選挙管理委員会		
	委員長	〃 <u>222,000円</u>		委員長	〃 <u>221,000円</u>
	委員	〃 <u>203,000円</u>		委員	〃 <u>202,000円</u>
	(略)			(略)	
県公安委員会			県公安委員会		
	委員長	報酬月額 <u>222,000円</u>		委員長	報酬月額 <u>221,000円</u>
	委員	〃 <u>203,000円</u>		委員	〃 <u>202,000円</u>
	(略)			(略)	
非常勤の顧問、参与及び県専門委員			非常勤の顧問、参与及び県専門委員		
	(略)			(略)	
	報酬月額の場合	<u>624,000円以内</u>		報酬月額の場合	<u>621,000円以内</u>
	報酬年額の場合	<u>1,015,000円以内</u>		報酬年額の場合	<u>1,011,000円以内</u>
	(略)			(略)	
臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準			臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準		

ずる者 (略) 報酬月額の場合 <u>502,000円以内</u> 報酬年額の場合 <u>502,000円以内</u>	ずる者 (略) 報酬月額の場合 <u>500,000円以内</u> 報酬年額の場合 <u>500,000円以内</u>
--	--

(新潟県議会議員給与条例の一部改正)

第2条 新潟県議会議員給与条例(昭和25年新潟県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>96万5,000円</u> 副議長 月額 <u>84万4,000円</u> 議員 月額 <u>77万4,000円</u>	第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>96万1,000円</u> 副議長 月額 <u>84万1,000円</u> 議員 月額 <u>77万1,000円</u>

(知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

第3条 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年新潟県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(期末手当の額) 第2条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 2 (略)	(期末手当の額) 第2条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 2 (略)

第4条 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(期末手当の額) 第2条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、6月に支給する場合においては <u>100分の150</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月	(期末手当の額) 第2条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、6月に支給する場合においては <u>100分の147.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6

<p>以下の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年新潟県条例第36号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係） (略) 県教育委員会 委員長 " <u>222,000円</u> 委員（教育長に任命された委員を除く。） " <u>203,000円</u> (略)</p>	<p>別表（第2条関係） (略) 県教育委員会 委員長 " <u>221,000円</u> 委員（教育長に任命された委員を除く。） " <u>202,000円</u> (略)</p>

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例による廃止前の新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第6条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第7条の規定による廃止前の新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和39年新潟県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与) 第2条 (略) 2 給料は、月額<u>80万2,000円</u>とする。 3 (略) 4 通勤手当及び期末手当の額並びに支給方法等については、一般職の職員の例による。ただし、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 5・6 (略)</p>	<p>(給与) 第2条 (略) 2 給料は、月額<u>79万9,000円</u>とする。 3 (略) 4 通勤手当及び期末手当の額並びに支給方法等については、一般職の職員の例による。ただし、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。 5・6 (略)</p>

第7条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第7条の規定による廃止前の新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 通勤手当及び期末手当の額並びに支給方法等に</p>	<p>(給与) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 通勤手当及び期末手当の額並びに支給方法等に</p>

<p>については、一般職の職員の例による。ただし、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>については、一般職の職員の例による。ただし、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>5・6 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第3条の規定による改正後の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例（以下「改正後の特別職期末手当支給条例」という。）の規定及び第6条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第7条の規定による廃止前の新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の旧教育長給与条例」という。）第2条第4項の規定 平成27年12月1日
 - (2) 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定、第2条の規定による改正後の新潟県議会議員給与条例（以下「改正後の議会議員給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の旧特別職給与条例」という。）の規定及び改正後の旧教育長給与条例第2条第2項の規定 平成28年1月1日
(給与の内払)
- 3 改正後の特別職給与条例、改正後の議会議員給与条例、改正後の特別職期末手当支給条例、改正後の旧特別職給与条例又は改正後の旧教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例、第2条の規定による改正前の新潟県議会議員給与条例、第3条の規定による改正前の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例、第5条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例又は第6条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第7条の規定による廃止前の新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職給与条例、改正後の議会議員給与条例、改正後の特別職期末手当支給条例、改正後の旧特別職給与条例又は改正後の旧教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。